

副首都で求められる規制の特例措置

2025. 12. 23

原 英史

副首都として、

- ・新たな未来都市を形成し、
- ・より多くの優良企業（特にこれから成長する企業）を誘致し、
- ・優れた人材を呼び込み、
- ・より豊かで活力ある都市の運営を支えるインフラ機能を維持・強化するため、
例えば以下の規制特例が必要と考えられ、さらに検討・整理を要する。

1. 地方分権

新たな都市づくりに向けて、地方分権を包括的に進める枠組みとして、

- ・条例による政省令の上書き、
- ・副首都自治体の要請に応じ、原則として権限移譲する方向で国・自治体が協議する枠組みの創設 など

2. 税制の特例

企業の誘致を強力に進めるため、

- ・法人税などの特例措置

3. 新たな産業、スタートアップ企業の誘致促進に係る特例

例えば、

- ・（万博の延長で）再生医療産業の誘致を促進する規制特例。
例えば、保険外併用療養の拡大 ※国家戦略特区の特例の深堀
PMDA 関西支部への権限移譲 など
- ・堂島コメ先物市場の拡大
- ・スタートアップに係る規制改革の先取り
- ・外国大学などの誘致のため、外国大学・企業が設立する大学に係るイコールフッティングの徹底 ※構造改革特区の特例の活用・深堀など

4. 労働規制の特例

優れた人材の集積を促進するため、

- ・高度プロフェッショナル制度の弾力化など

5. インフラ機能に係る規制特例

より優れた都市機能を発揮し、人口の大幅増などにも対応するため、

- ・新都心の形成などに向け、都市開発の特例 ※国家戦略特区の特例の深堀など
- ・ライドシェア、自動運転
- ・人手不足に対応すべく、省力化を阻害する規制の包括的な改革

※与党予算編成大綱でも規制改革の重要課題とされているところ、その先取り